

基準 10 内部質保証

1 現状の説明

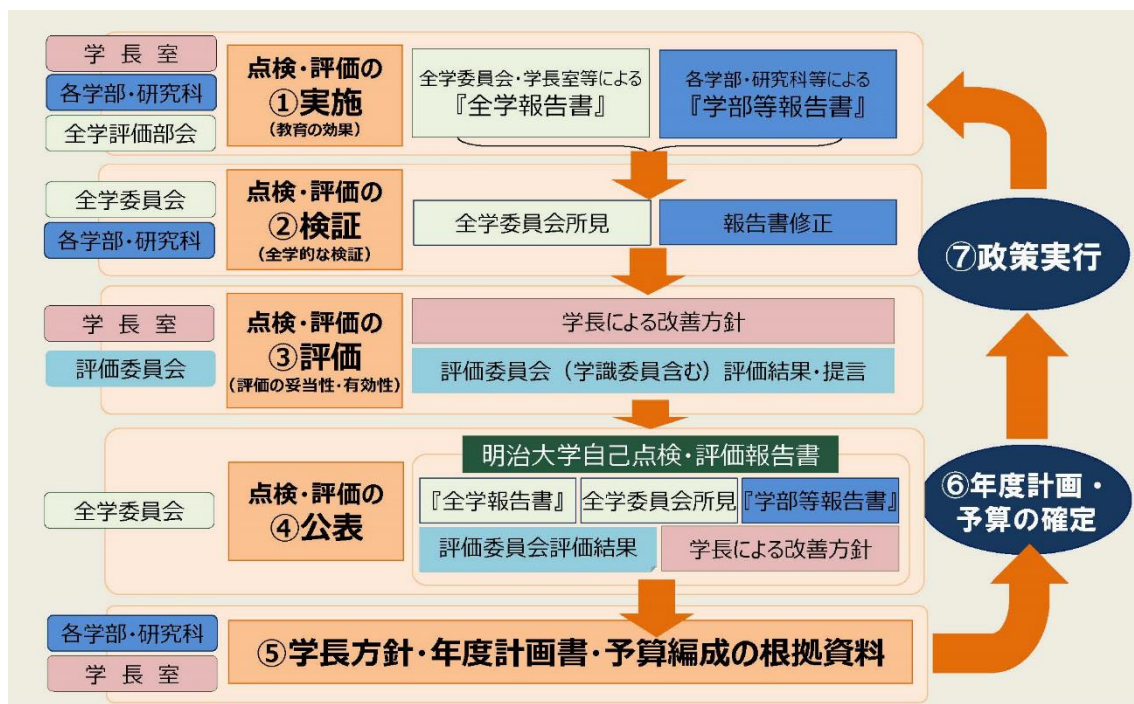
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

＜自己点検・評価の実施と結果の公表＞

自己点検・評価の目的は、「自己点検・評価 基本方針」に明示している。この基本方針は明治大学「内部質保証の方針」に沿って毎年度策定しており、2016 年度は「教育・研究の水準と質の維持・向上を図るために、第1に自らの活動を振り返ることで改善・改革の手がかりを見出し、その結果を年度計画や予算策定に役立てることにあり、第2に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ること」として、2016 年 12 月 13 日開催の自己点検・評価全学委員会において承認した。

本学の自己点検・評価は、明治大学「内部質保証の方針」の(3)に、毎年度実施することを定めている。毎年度実施する理由として、本学では、一年度を単位としたPDCAサイクルとして「自己点検・評価報告書」の評価結果を「教育・研究に関する年度計画書」(以下「年度計画書」)、更には予算システムに反映させることを目的としているためである(図 10-1)。

(図 10-1) 年度計画と自己点検・評価による本学のPDCAサイクル



(作成) 自己点検・評価全学委員会

2017 年度自己点検・評価（2016 年度報告書の作成）は、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 5 月 31 日までの 14 カ月を期間として、2017 年 3 月 29 日に自己点検・評価全学委員会委員長（学長）から、各学部等自己点検・評価委員会委員長に 6 月 19 日を締め切り日として、点検・評価の実施を依頼した。依頼にあたって、自己点検・評価実務担当者説明会を開催した。

基本方針は、第 2 期大学評価基準に倣ったものであり、第 3 期で重点課題となっている各学部・研究科における教育カリキュラムの適切さの検証（プログラムレビュー）の実施方法や全学的観点による評価の実施方法については、方針に含まれておらず、今後、検討する必要がある。

自己点検・評価結果は毎年、大学ホームページで公表しており、2016 年度に実施した「2015 年度自己点検・評価報告書」「明治大学データ集」を 2017 年 3 月 29 日に公表した。

自己点検・評価の組織、手続き、権限等は「明治大学自己点検・評価規程」に定めている。自己点検・評価を実施する組織として、その基本方針や基本計画を定め、全学的な検証を行うことを任務とするのが自己点検・評価全学委員会である。この全学委員会の下で、学部等自己点検・評価委員会、自己点検・評価結果を第三者の視点で評価する評価委員会を設置している。その役割から、学外の学識経験者 7 名が委員に加わっている。

自己点検・評価の実務担当組織として、全学委員会の下に、自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う企画編集部会と、全学的な点検・評価（原案）の作成を行い、全学報告書の編集を行う全学評価部会を、委員会内規にて設置している。

① 2016 年度における自己点検・評価報告書の刊行状況

本学は毎年度、点検・評価を行っており、2016 年度は「2015 年度自己点検・評価報告書」「2015 年度明治大学データ集」を、2017 年 3 月 29 日に刊行した。

この自己点検・評価報告書には、自己評価の他、「全学委員会委員による本年度（2015 年度）自己点検・評価報告書への所見」（評価の評価）、点検・評価結果に基づく全学としての改善計画である「学長による改善方針」、学外有識者の評価である「評価委員会による評価結果（大学への提言）」、「改善アクションプラン（3 カ年計画）」の概要等、本学の自己点検・評価プロセスに基づく実績が網羅されている。

② I R システムを活用した「明治大学データ集」の作成

I R 運営委員会では、学長スタッフ会議での I R データに基づく分析レポートの報告、I R に関する学部長会懇談会での報告、学部等ヒアリング等を通じて、学内からデータ分析に関するニーズを聴取しながら、分析レポートの提供を行っている。2015 年度（2015 年 12 月）から、運用主体が学長室 I R ワーキンググループから I R 運営委員会となり、情報システムネットワーク、個人情報保護を含め、全学的な運用体制となった。

自己点検・評価全学委員会では、I R 運営委員会のデータ支援を受け、「明治大学データ集」の作成を進めている。I R データベースからの出力データとして、「組織別教員数」「教員年令構成」「教員担当授業時間」「学生数・留学生数」等を作成し、データ集として編集、

公開すると同時に、各学部等の自己点検・評価委員会に提供している。I Rデータベースから各学部共通の定義のデータを利用することで、算出方法が統一され、評価の適切性が向上し、各種帳票作成の問い合わせが減少することで効率化も向上している。各部署及び学部等が作成する帳票は、2014 年度の認証評価受審時では 75 表であったが、2017 年度には各部署 32 表、学部等 4 表と、各部署での作成帳票は削減され、I Rデータベースからの作成に切り替えられている。各学部等の負担軽減にもつながっている。

第 3 期認証評価基準にもとづく大学評価で、法令上、重点評価項目とされた教育の内部質保証、学習成果に対応するプログラムレビュー（教育カリキュラムの適切さの検証）を支援するために必要なデータを検討することが課題となっている。

③ 学修成果、学修時間等を含めた「学生アンケート」の分析、説明会の開催

2016 年度は、2015 年度に実施した「大学における学びに関するアンケート」の単純集計結果を用いた点検・評価を行った。全学委員会では、この単純集計結果からクロス集計分析を行い、学部のみ（研究科は除く）点検・評価に活用することとした。なお、分析作業は評価情報事務室が行い、分析結果について、各学部が自己点検・評価に活用できるか企画編集部会で検討を行った上で、2017 年度 7 月に、自己点検・評価全学委員会懇談会及び学部別説明会を開催し、各学部へフィードバックした。クロス集計分析を行ったのは、①獲得能力に対する授業形態・方法の重要度、②学びに対する期待ギャップ、③獲得能力と成長の実感の相関、④成長感と授業形態・方法の相関の 4 点である。

④ 第 3 期改善アクションプランの推進

2014 年度第 5 回自己点検・評価全学委員会（2015 年 3 月 4 日開催）で、2014 年度大学評価結果や自己点検・評価結果に対応するため、第 3 期改善アクションプランを実施することを承認し、2015 年度第 1 回自己点検・評価全学委員会（2015 年 6 月 9 日開催）において、21 プログラムを決定した。2016 年度第 3 回自己点検・評価全学委員会（2016 年 10 月 12 日開催）で、21 プログラムのうち 3 プログラムが達成したことを承認した。大学評価結果の指摘事項「努力課題」は、大学評価の 3 年後に大学基準協会への改善報告書の提出が義務付けられているため、個々の機関が改善に取り組み、その他の指摘事項は大学全体の取り組みとし、2015 年度から実行している。なお、21 プログラムについては、第 1 期・第 2 期改善アクションプランと同様に、大学ホームページの「大学評価」にて公開している。

⑤ 点検・評価各種委員会等の開催

2016 年度は、自己点検・評価全学委員会を 5 回開催した。検討内容は、2016 年度自己点検・評価（2015 年度報告書の作成）の基本計画の策定・実施・評価、第 3 期改善アクションプランの実施、法科大学院改善報告書の大学基準協会への提出報告などである。同委員会の下にある企画編集部会は、全学委員会の議案整理のため 11 回開催、全学評価部会は、大学全体の評価を協議するため 3 回開催し、評価原案を作成した。評価委員会は、全学委員会から評価結果の提出を受けて 1 回開催し、評価結果を取りまとめた。評価委員のうち学識経験者については、委員会の前に分科会（勉強会）を開き（2017 年 1 月 12 日・17 日

開催、学識経験者は何れか1日出席)、評価委員の役割についての説明、自己点検・評価報告書に対しての感想や意見を共有した。

＜情報公開の内容・方法＞

大学ホームページにおいて、学校教育法施行規則等に基づく教育情報(教育情報の公表)、法人経営に係る内容(事業計画書、事業報告書、財政状況)、本学の将来計画(「建学の精神」「本学の使命」「明治大学グランドデザイン 2020」等)を公開している。教育活動として、各学部等シラバスや、授業改善のためのアンケートの集計結果についても公開している。設置認可申請書、設置届出書、及び設置計画履行状況等報告書は、近年学部等の新增設を行ってきた経緯を踏まえ、全文を公表している。

本学の保有する個人情報の開示等請求については「個人情報の保護に関する規程」に基づき、手続き、窓口等をホームページに明示している。個人情報保護関係では、「学校法人明治大学個人情報保護方針」、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」を定め、教職員が適切に個人情報を取扱うよう管理体制を整えるとともに、新入職員研修その他の研修を企画・実施し、意識の徹底に努めている。

大学の財政状況について、予算は「予算編成方針」「予算の概要」「資金収支予算」「事業活動収支予算」を、決算は「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」を掲載し、主な内容を説明している。決算については「財産目録」「独立監査人の監査報告書」「監事による監査報告書」を、更には上半期決算の「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」を含めて公表している。事業報告書には、学校法人会計の企業会計との違いについての説明を付記した。また「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3表について、英語版を大学ホームページにて公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

① 内部質保証の方針と手続きの明確化

自己点検・評価全学委員会において、明治大学「内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している。内部質保証の手続きについて、自己点検・評価に関しては「明治大学自己点検・評価規程」に、年度計画から予算編成への流れに関しては「学校法人明治大学予算管理要領」に規定され、これら手続きに関連する校規は、内部質保証の方針に明示している。

以上の方針の内容・組織は、自己点検・評価を主な内容・任務としており、全学的な年度計画を策定する学部長会や教務部委員会、FD委員会との関係を踏まえた内部質保証システムの全体像を俯瞰した体制や方針まで至っていないので、検討課題となっている。

ア 部門別の点検・評価と全学的な点検・評価

自己点検・評価は、法人自己点検・評価を含む各学部等の部門別自己点検・評価と、

それらを踏まえた全学的自己点検・評価に区分して行った。

イ 中期目標・計画に基づく計画的な改善活動の実施

自己点検・評価を補完し、個別事項の単位で計画的に改善を進めるため、中期目標・計画を定め、目標指標により実績を評価する「改善アクションプラン（3カ年計画）」を実施した。2016年度の実施結果は、21プログラム中3プランが目標達成となった。2017年度は、残りの18プログラムが継続して実施される。

ウ 計画と評価を連動させた内部質保証

自己点検・評価報告書における評価結果に基づき、「学長方針」及び年度計画書（Plan）の策定を毎年度行っている。評価と計画、予算システムと連動させたPDCAサイクルを恒常的に実施している。

エ 第三者評価による内部質保証の実質化

内部質保証の質を維持、向上させるため、第三者の視点（自己点検・評価 評価委員会で学外の委員を選出している）を踏まえ、「大学への提言」を作成し、自己点検・評価の評価を行っている。

オ 教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表

学生へのアンケート等を含めて、自己点検・評価の基礎となる学内の教育研究情報を把握している。自己点検・評価の結果を含め、研究活動や学修実態などの特色や傾向、また改善状況を積極的かつ分かりやすく本学ホームページにて公表している。

カ 内部質保証システムの検証

この方針の達成状況について、毎年度、自己点検・評価全学委員会において検証し、本学の内部質保証の推進にとって適切たる方針であるものとする。今後、第3期大学評価に向けた内部質保証の方針の多角的な検討を行うこととしている。

キ PDCAサイクルの理解と深化

2016年度において、ニューズレターの発行はできなかった。研修は「自己点検・評価実務担当者説明会」を本学職員に対して実施した。また、大学基準協会への委員派遣は、評価委員会、同分科会等へ継続している。

② 内部質保証を掌る組織の整備

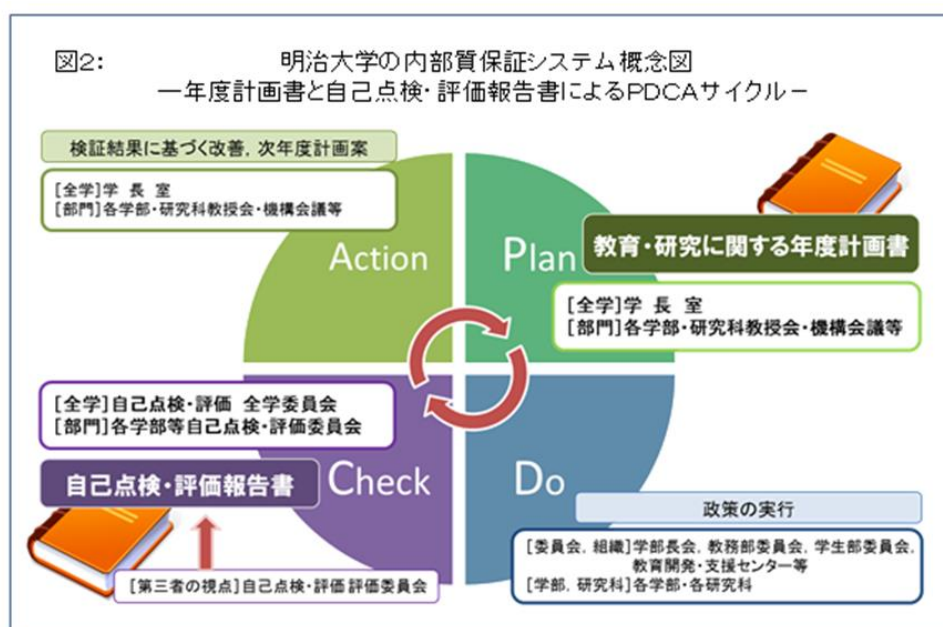
内部質保証の方針では、点検・評価を行う「自己点検・評価 全学委員会」、「各学部教授会・研究科委員会等」及び「各学部等自己点検・評価委員会等」を組織としている。この他、評価の適切性を検証する第三者の学識経験者を含む「自己点検・評価 評価委員会」の役割を定めている。点検・評価結果に基づき、改善・改革を推進（計画策定）する「学長スタッフ会議」（学長室）があり、PDCAサイクルを明示している。

この他、教学運営や教学改革を担う「学部長会」、3ポリシーの管理・運用やカリキュラムの作成・見直しを統括する「教務部委員会」、教育手法の開発やFDを担う「教育開発・支援センター」等があるが、全学的に内部質保証を推進・管理する組織が不明瞭であり、評価結果を改善に活用するが検討課題となっている。

学長室では、年度計画書の策定、政策的経費要求書の計画調整、改善施策の方針や原案の検討等を行い、自己点検・評価報告書をもとに「学長方針」を策定しているが、この大学全体の方針を策定する機能を持つ学長室に関わる組織規定も整備されていない。

事務部門として、全学の計画と評価に係わる諸組織（自己点検・評価 全学委員会、学長室、学部長会）の事務局は教学企画部が担っている。同部には計画策定を担当する教学企画事務室と、評価と I R を担当する評価情報事務室が置かれており、相互に連携することで、教育研究に関する P D C A サイクルを回し、大学全体の内部質保証システムを支援している。

（図 10－2）内部質保証に関わる組織体制



（作成）自己点検・評価全学委員会

③ 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

本学の内部質保証システムは、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げ、特長は8点ある。

第1に、年度計画に反映させるために、毎年度自己点検・評価を行っていることである。第2に、年度計画書の目次を点検・評価報告書の10項目と整合させ、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を行っている。第3に、年度計画では、予算要求事項について自己点検・評価を行っているかを明示する必要があるとあり、評価結果を活用したマネジメントの仕組みを確立している。第4に、年度計画書に自己点検・評価の結果を活用した計画策定を意識することを求めた様式としていることである。第5に、自己点検・評価結果の重層的なチェック体制である。自己点検・評価の結果は、まず全学委員会委員による評価（所見）を行い、その上で学長室が評価結果を分析して「学長による改善方針」を策定する。更に

評価委員会が評価の妥当性を評価して「評価結果（大学への提言）」を作成する。年度計画に活用しやすくなるよう改善点の重点化と具体化を図るために、総花的な自己点検・評価報告書は、学長の改善方針は7頁、評価委員会評価結果は6頁と改善課題を精選している。第6に改善事項を計画的に解消する内部質保証システムとして「改善アクションプラン（3カ年計画）制度」がある。第7に主に全学及び各学部の点検・評価に活用するために、「大学における学びに関するアンケート」を各学部・大学院を対象に行い、この集計結果をもとに点検を行っている点にある。第8に2015年度からはIR運営委員会からデータ支援を受けられるようになったことにより、大学データ集における多くの作表がIRから可能となった。

④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

法令順守の精神に則り、コンプライアンスに関する必要な校規を設けるとともに、コンプライアンスの徹底を図っている。

研究関係では、「明治大学研究者行動規範」をはじめ、各種規程を定めている。また、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「不正行為への対応等に関するガイドライン」の対応として、コンプライアンス教育コンテンツを視聴後に「誓約書」をコンプライアンス推進責任者まで提出すること、研究倫理教育としてCITI Japan プロジェクト提供のeラーニングを修了することを推奨している。

個人情報の保護については、「学校法人明治大学個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」、「学校法人明治大学特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱要綱」を定めている。情報システム関係では、本学の情報資産の安全性と健全性の確保・保全に関して規定している「明治大学情報セキュリティポリシー」の他、ソフトウェアも本学の重要な資産であるという認識の下、ソフトウェアの不正使用等を防ぐための「学校法人明治大学ソフトウェア管理規程」を定めている。

ハラスメント関係では、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」により、ハラスメントの相談体制や発生時の審査手続等が整えられている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

<機関レベルの自己点検・評価の実施>

機関レベルの自己点検・評価については、自己点検・評価全学委員会のもとに設置されている全学評価部会が中心となり、全学的な現状の確認及び大学全体としての点検・評価（案）を策定した。自己点検・評価全学委員会委員が、これらの評価が適切な内容であるか基準毎に分担し、評価の適切性について第三者の立場から評価を行った。これら検討結果を、2016年10月12日開催の第3回自己点検・評価全学委員会で大学全体の評価としてとりまとめ、2015年度報告書においては、効果が上がっている点が36か所（前年度31か

所)、改善すべき点が 41 か所(前年度 31 か所)となった。効果が上がっている点は成果、学生の受入れ、教育研究等環境、内部質保証に関するものが多く、改善すべき点は専任教員データベースの研究業績データの入力の不十分であること、授業改善FDが全学的に把握されていないこと、全学共通教育に関わる科目群の教育方法、学習支援の改善がなされていないこと、「社会連携ポリシー」の見直し等、全体における責任・検証に関する事項が多くなっている。

＜学部などの自己点検・評価の実施＞

「内部質保証の方針」規程により、各学部等自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価では、教育プログラムの機能(基準4)を中心に評価している。

2016 年度の評価にあたっては、学生による授業改善のためのアンケートや修了生アンケート、大学における学びに関するアンケート、学部独自の取組みの入学生・卒業生対象のアンケートを行うなどし、学生調査の結果を基に、教育課程や入試形態の見直しに活用している。

各学部の特色ある取組みは、他学部が参考にできる例もあるため、評価委員会で、共有をはかった。現在の自己点検・評価報告書は、学部独自の取組みが分かりにくいため、様式変更の検討を始めている。

学生による授業改善のためのアンケートについては、実際の取組み率を教員資格別にみると、春学期については、教授は 30～70%、准教授は 35～77%、専任講師は 0～81%、秋学期についても、教授 25～67%、准教授 31～72%、専任講師 50～83%と大きく差があった。

学部別にみると、春学期は理工学部の教授 70.6%、准教授 76.7%、専任講師 80.8%、秋学期は理工学部の教授 67.4%、総合数理学部の准教授 75.0%、理工学部の専任講師 82.6%が最も高かった。教授は、政治経済学部を除き、春学期よりも秋学期の取組み率が下がっている。専任講師は、取組み率 50%を超える学部が多い中で、商学部は 0%、文学部は 25.0%と著しく低い。しかし、秋学期には商学部は 57.1%、文学部は 37.5%と上昇した。教員資格別に取組み率を把握することはできたが、各教員へフィードバックするものの改善への効果があるのか検証するまでには至っていない。

＜個人レベルでの内部質保証システムの実質化(改善への効果)＞

教育活動の点検・評価として、「学生による授業改善のためのアンケート」の結果をフィードバックしているが、活用は教員個々に委ねられている。また、昇格時以外の業績評価について、全学的な制度は存在していない。

研究活動の業績の把握について、研究・知財戦略機構が専任教員データベースによって研究業績を把握、公開しており、2017 年 3 月末現在の業績入力率は 76.79%である。教員個々人の研究活動の活性化については、教育活動の活性化も含めて、検討を進めていく必要がある。教育活動に関する活動をデータベースにおいて更新している教員は全体の 5%で、教育業績欄の空白が目立っていたが、2016 年度は 12.5%にあがった。

＜改善アクションプラン実施（3カ年計画）＞

評価結果を計画的に改善するために、改善アクションプラン（3カ年計画）を実施している。アクションプランは、自己評価と年度計画をチェックするシートであり、簡便に、評価漏れや計画漏れを防ぐことで、評価と改善計画をつなぎ、政策立案に結びつける仕組みである。IRの観点からは、客観的指標を計画に含めた点が上げられ、エビデンスに基づくマネジメントの醸成も企図している。この書式はロジックモデルを理論的背景とするパフォーマンスメジャーメント（業績測定）の方法論を援用しており、利用者が負担感なく改善実績を可視化できるよう工夫し、作業負担の軽減にも配慮している。

2008年度からの第1期では約70プログラム、2012年度からの第2期では45プログラム、2015年度からの第3期では21プログラムを実施し、これらは本学ホームページの「大学評価」ページで公表している。2016年度の実施状況は、「第3期改善アクションプラン（3カ年計画）」21プログラム中3プログラムが達成となった。残り18プログラムは計画に基づき、2017年度までに改善を図っているところである。

＜学校法人における改善の仕組み＞

法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度) 予算委員会審議報告書を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度) 予算委員会要望事項について(報告)」として、理事会の意思決定、予算執行を振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。

なお、「法人部門の自己点検・評価」については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた、法人自己点検・評価委員会が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。

＜内部質保証に関する理解の共有と深化（説明会・研修会の開催）＞

内部質保証の仕組みや評価スキルについて学ぶための研修会等を以下のとおり開催した。

- (1) 2016年11月 EMIR勉強会（主催：山形大学、共催：明治大学）

「直接評価による学習成果の可視化と質保証強化への挑戦」（約180名参加：学内外）

- (2) 2017年1月 継続的改善のためのIR／IEセミナー

（主催：茨城大学、九州大学、明治大学）

1：指標の運用と活用（約85名参加：学内外対象）

2：教育の質保証システム（約80名参加：学内外対象）

3：立ち上げ期にある I R オフィスの課題（約 70 名参加：学内外対象）

（3）2017 年 3 月 自己点検・評価実務担当者説明会（約 120 名参加：学内対象）

この他、学内の評価者育成や本学の内部質保証システムの向上を目的に、大学基準協会に委員等として、2016 年度は大学評価委員会委員候補者 1 名、大学評価分科会評価委員候補者 5 名（教員 4 名、事務職員 1 名）、この他分野別評価員が認証評価に関わっている。

毎年度、本学の活動記録である「学事記録」と、他大学との比較や年度推移に焦点をあてた「本学の概況資料集」を企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、データを M I C S に掲載し、教学の発展方策の立案や経営判断資料の作成など多元的な利用に供することとしている。2016 年度については、概況資料集（2015 年度）を 7 月 25 日に、学事記録（2015 年度）を 2017 年 1 月 27 日に発刊した。

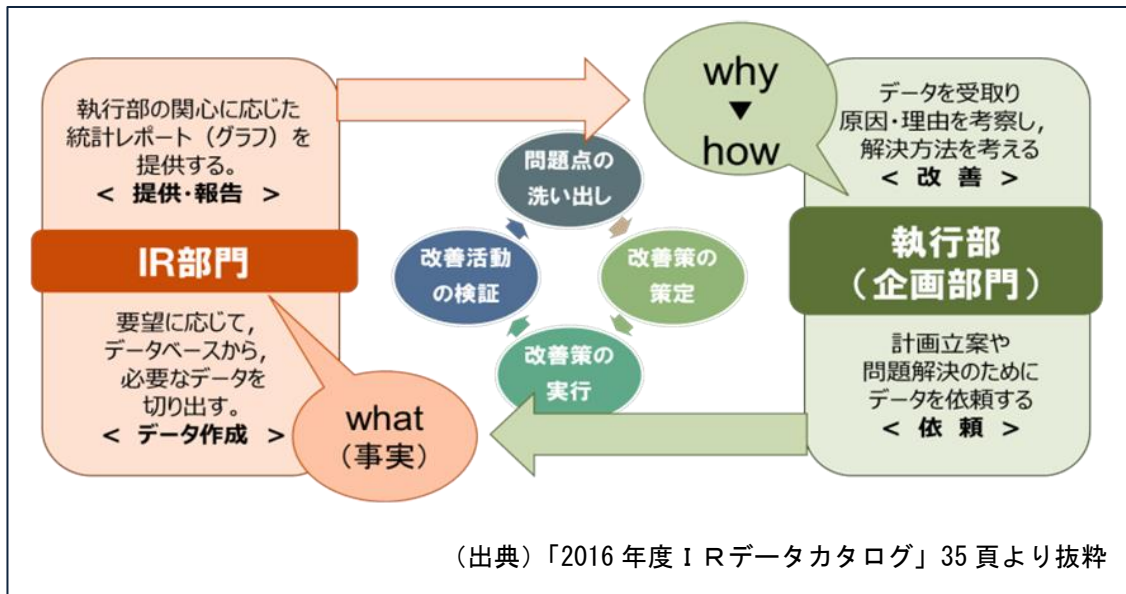
＜ I R による質保証の支援， I R 機能の責任主体・実施体制＞

2015 年 12 月に I R システムを運用し、学部等の教学改革を支援する組織として、学長の下に I R 運営委員会を発足させ、事務局として評価情報事務室の他、情報メディア部や教務事務部、入学センター、就職キャリア支援センター等といった関連部署と連携している。

I R の推進にあたっては、I R 運営委員会「中期計画ロードマップ（2016～2017 年度）」において、①志願状況の統計レポート、②進路状況の統計レポート、③科目数・コマ数に関するレポート、④教育改善（教育の質保証）に資するレポートを掲げ、2017 年度学長方針「I R 環境の整備・推進と内部質保証システム」においても、「現有する各種データベースの情報を共有・分析する仕組み（I R）をより整備して、学生の学習成果や本学の教育研究活動の把握と分析を通じて自律的な改善・改革を推進する」ことを明示している。更には、『『スーパーグローバル大学創成支援事業』第 2 期推進方針（2017～2020 年度）』において、「5．I R 等システム関連」を掲げている。

I R の目的は、全学的な教学計画の議論を補足するデータの提供や各学部等における入試、カリキュラム・授業改善、学習指導等の議論を深めるデータを提供することである。全学及び各学部等の執行部による計画立案や課題・プロジェクトの進捗状況を確認するための要望を I R 運営委員会が受け取り、諸課題をデータという事実をもって解決に導けるように統計レポートを提供することを役割としている（図 10-3）。

(図 10-3) IR部門 と 企画・執行部門の役割



＜2016 年度における IR システムの拡張及びそれに伴う実績＞

2016 年度は上述したロードマップに基づき、前年度に構築した「学籍・GPA データベース」に「志願者情報」「進路情報」を紐付けた「学生総合情報データベース」を 2016 年度上半期に構築した。このことにより、学生 1 人あたりの入口から出口までのデータを紐付けることが可能となった。このデータベース構築に伴い、学生総合情報に基づく各種帳票を作成した上で、12 月から 1 月にかけて各学部へ IR への要望事項をヒアリングした。ヒアリングの結果、多くの学部が IR システムに学生の成長度を分析できるようになることとして、個々の学生における科目・成績データとの連携及びデータ蓄積による経年比較が要望事項として挙げられた。このことを踏まえて、2017 年 3 月 8 日開催の学部長会において「学生の履修科目や成績データ」の IR への提供依頼を行った。

IR 運営委員会の開催状況として、2016 年度には、委員会を 8 回開催し、年度末開催の本委員会において、委員による IR データベースを用いた調査分析レポートを共有した。なお、これら学部ヒアリングや IR 委員による調査分析レポート等を踏まえて作表した図表も更新した「IR データカタログ (2016 年度試行版)」を 350 部発行し、理事会や学部長会などの執行部に IR の使い方及びデータ内容の説明に活用し、配布した。

② 学外者の意見の反映

＜各機関で行われている学外者との交流の機会＞

全学委員会の下には、自己点検・評価 評価委員会を置き、7 名の学識経験者を含めた委員構成で、学外者の意見を基に、「大学への提言」として評価結果を取りまとめている。この委員会は、大学役職者と学外有識者の合同委員会で、相互の立場で意見交換や現状確認を行い、改善に有意な提言を立案している。

2016 年度は、2017 年 1 月に評価委員会を開催するにあたり、事前に学識経験者の委員向

けの分科会（勉強会）を開催した。（2017 年 1 月 12 日並びに 17 日、学識経験者の委員はいずれか出席）評価結果は、自己点検・評価全学委員会に報告された後、学長から学長スタッフ会議（2017 年 4 月 11 日開催）にて報告され、次期年度計画策定の参考に資された。

また、各学部自己点検・評価報告書において、意見をもとに活用している実態までを記述している機関は 53 機関のうち約 6 割が学外者との交流、意見の聴取し、改善に活かしている。

＜理工学部・農学部における J A B E E 認定制度の受審＞

学外者の意見を取り入れる方法として、理工学部機械工学科、機械情報工学科・建築学科、農学部農学科は、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による認定を積極的に受け入れていくことで、第三者による教育の質を保証する方針としている。

農学科では農学科教員及び農学科校友、民間企業の経営者、農業試験所に勤務する公務員等の 5 名から構成する「農学科教育評価委員会」を設置し、外部委員による学習・教育目標やカリキュラム、教育に対する社会の要求についての指摘を受け、それに基づいて、教育改善を継続的に実施している。

＜国際認証評価＞

2012 年度に、アジア太平洋諸国のビジネススクールネットワーク機関である A A P B S に入会するとともに、ブリュッセルに本部を置く国際機関である E F M D にも同時に入会し、各機関の定例会に参加してきた。これにより、世界のビジネススクールと国際ネットワークの拡大を図るとともに、得た情報を本研究科のカリキュラムにも反映させてきた。グローバル戦略の強化策としては、国際組織の会員になることにより、グローバルスタンダードでみたビジネススクールの水準を理解し、容易に海外のビジネススクールに関する情報が入手でき、また海外の大学と国際交流イベントを企画できる力を確保することを展望している。また、2014 年度には、E F M D のビジネススクール国際認証である E P A S（EFMD Programme Accreditation System）の審査申請を受け入れられた。2017 年度に国際認証を取得するための準備を鋭意進めている。

＜情報部門の外部評価実施について（2016 年度の進捗状況）＞

前年度の自己点検・評価報告書の結果を踏まえ、翌年度の年度計画書に改善策を盛り込んだ。2015 年度の自己点検・評価のうち、ネットワーク機器の更新と高機能化などの課題については、2017 年度計画に反映し、大規模な改善を図ることとした。計画遂行に必要な予算は 2017 年度予定経費要求として提出した。

本学の情報システム及び情報システム部門の現状を調査し、システム部門としてのあるべき姿、他大学との比較等により、本学の現状を確認し、問題点を解決していくことを目的として、2013 年度に外部専門機関に調査を委託し 18 項目の提言が挙げられた。これらについて、取り組みが可能な項目から対応を行っている。

③ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

＜文部科学省からの指摘事項への対応について（学部設置許可、履行状況の対応）＞

新設学部・研究科や学科・専攻の設置に伴い文部科学省から付される留意事項に対しては、「設置計画履行状況報告書」により、真摯な態度で対応している。なお、文部科学省が平成 26 年度に公表した「設置計画履行状況等調査の結果等について」において、本学は総合数理学部に関して「現象数理学科及び先端メディアサイエンス学科の入学定員超過の改善に努めること」との助言が付されていたが、2016 年度には完成年度を迎え、改善意見なしであった。

また、設置計画履行状況報告書として、2017 年度の 5 月に「理工学研究科」「先端数理研究科」の 2 つの組織、計 6 専攻の報告書を文部科学省に提出し、当該報告書は明治大学ホームページにおいて掲出している。

＜大学基準協会からの指摘事項への対応について（認証評価対応、改善報告書の提出）＞

2014 年度に大学基準協会に受審し、適合と認定されたものの努力課題の他、総評において指摘や改善に向けた示唆をいただいた。これらについて、2015 年度に「大学評価結果等の総括」を行い、改善すべき事項を認証した。大学基準協会からの努力課題及び主な指摘事項は第 3 期改善アクションプラン（3 カ年計画）として、2015 年度から 2017 年度までの間で一定の改善を行い、計画を立て、毎年度、その進捗を管理している。

2014 年度に認証評価を受審し、適合と認定されたが、努力課題及び総評における指摘があった。また、自己点検・評価では、評価委員会による評価結果及び学長による改善方針が示された。これらについて、第 3 期改善アクションプラン（3 カ年計画）として、2015 年度から 2017 年度までの間で改善計画を立て、毎年度進捗管理をしている。

2016 年度は 21 プラン中 3 プランが改善を達成（認証評価結果努力課題 2 プラン、認証評価結果概評による評価結果 1 プラン）し、残りは 18 プランとなった。

2 点検・評価

（１）効果が上がっている事項

① 教員データベースにおける「教育に関する事項」の記載率が上がったこと

教員データベースの記載率について、教育に関する記載事項の指針を学長室でまとめ、教務部委員会を通じて全学部に入力を依頼したことで、教育に関する記載率が向上した。これは、入力事項を明確化したことに加え、入力画面で分かりやすく例示するなどの配慮によるものである。

（根拠資料・データ）教務部委員会資料

「教員データベース『教育上の能力』への入力について（依頼）【案】」

② I R 活動において、学生の入学から卒業までの一貫した分析が可能となったこと

2017 年度学長方針における「I R 環境の整備・推進」の目標、また中期計画（第 1 期）の 2016 年度計画であるデータに基づく意思決定支援について概ね達成した。2016 年度は履修成績データを除き、志願データと進路データを取り込み、パネルデータを実現した。

そのデータを分析したレポートをもとに、学長部長会懇談会を開催し教学役職者及び学部長に I R データの活用方法について紹介している。また I R 運営委員が各学部役職者会を訪問し、入試、カリキュラム、授業の改善、更に学習支援等に資する分析レポートの提供しながら、データの示す現状について意見交換を行うなど、意思決定の支援に効果を挙げている。

(根拠資料・データ) IR データカタログ 2016 年度版

(2) 改善すべき事項

① 全学的に内部質保証を推進・管理する組織がないこと

全学的な教育研究に関する計画の策定、3 ポリシーの管理・運用、自己点検・評価、FD や授業改善については、個々の組織が行っており、これらを全学的に統括し、推進・管理する組織が規定されていない。

② 教育課程の適切さの検証が行われていないこと

第3期大学評価(認証評価)においては、各学部・学科の自己点検・評価について、教育の有効性を検証することが目的とされているが、教育の有効性を評価するための評価方法、評価基準、使用するデータ、評価結果の活用方法などについての検討が進んでいない。

(根拠資料・データ) 2017 年度自己点検・評価説明会資料「内部質保証の今後について」

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

① 教員データベースにおける「教育に関する事項」の記載率が上がったこと

教員データベースへの教育実績の入力について学部長会や教授会を通じて継続的に依頼する。入力情報が蓄積された段階で、教育改善に向けた資料としての活用を検討する。

② I R 活動において、学生の入学から卒業までの一貫した分析が可能となったこと

2017 年度計画として示されている学生個々の履修成績データを結合し、学生パネルデータを完成させ、学部役職者会の訪問時に寄せられたデータ分析依頼について、分析レポートを提供していく。新たに、学年進行による学習活動や学修成果の変化、教育課程(カリキュラム)の適切性の検証などに資するデータ提供を試みる。更に語学力データ、学生アンケート結果等のデータとも連携させるとともに、2018 年度からの中期計画(第2期)案に示されている研究業績データや財務データなどとの連携を検討する。

(根拠資料・データ) 第2期中期計画(案)、学長方針

(2) 改善すべき事項

① 全学的に内部質保証を推進・管理する組織がないこと

内部質保証に係る全学的な組織として、学長室、学部長会、教務部委員会、自己点検・評価全学委員会、教育開発・支援センターなどがある。内部質保証の組織整備の第一段階は、これら組織の連携を図ることが重要であり、そのために全学的な教育の内部質保証の企画立案、評価する学長室の役割を明確にするとともに、3つのポリシーの管理、毎年度のカリキュラム編成、シラバスやFDなど各学部の内部質保証の仕組みを共有・協議していく教務部との連携強化が必要である。更に、今後は、全学的に内部質保証を推進・支援する組織の設置についての検討が進める。

② 教育課程の適切さの検証が行われていないこと

各学部・学科が教育改善に向けた教育の適切さの検証を行うために、その評価方法、評価の視点、使用する資料やデータ、評価結果の活用などについて、自己点検・評価全学委員会が中心となって検討を行い、各学部等の質保証の取組みを支援する。大学基準の参考資料では、教育課程の適切さの検証にあたっては「適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検・評価の実施」が評価の視点として挙げられており、学部での各種委員会での検討資料、検討にあたってのデータを明らかにしながら、効果的な評価方法を提案する。

（根拠資料・データ）第2期中期計画（案）、
2017年度自己点検・評価説明会資料「内部質保証の今後について」